

調査の概要

【平成24年経済センサス-活動調査】

1 調査の目的

平成24年経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

2 調査の根拠

統計法(昭和19年法律第53号)第2条第4項及びこれに基づく経済センサス活動調査規則(平成23年総務省・経済産業省令第1号)によって実施される基幹統計調査である。

3 調査の期日及び期間

平成24年2月1日現在で実施し、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4 調査の範囲

全国すべての事業所及び企業(農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く)が対象となる。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所(一区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産、製造加工や販売、サービスの提供が断続的に行われていること。

製造業においては、上記条件を含め、日本標準産業分類(平成21年3月23日総務省告示第175号)に掲げる大分類E-製造業に属する事業所が調査対象。

5 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県及び市による調査に分けて実施した。

調査員による調査は、支社・支店等のない単独の事業所と新設の事業所について、調査員が直接調査対象事業所を訪問して調査票を配布・収集した。

国、都道府県及び市による調査は、支社・支店等を有する企業について、支社・支店等の調査票を含め、本社に郵送で調査票を送付し、本社から支社・支店等の調査票を含めて郵送又はインターネットにより収集した。

6 調査事項

事業所及び企業の名称・所在地、経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業内容、売上及び費用の総額、事業別売上金額など。

製造業においては、上記事項に加え、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水などを調査した。

7 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

市町村長は、県知事の承認をうけて集計及び公表することができる。

【平成24～26年工業統計調査】

1 調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(昭和19年法律第53号)第2条第4項及びこれに基づく工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される基幹統計調査である。調査は明治42年に開始され、大正9年からは毎年継続して行われる。なお、平成24年2月に経済センサス-活動調査が実施されていることから、平成23年工業統計調査は中止となった。

3 調査の期日及び期間

平成24年～26年工業統計調査は、各年12月31日現在で実施し、1月1日～12月31日までの1年間の実績について調査した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類(※)に掲げる大分類E-製造業に属する従業者4人以上の事業所が対象となる(国に属する事業所を除く)。

※平成24年・25年工業統計調査は、平成21年3月23日総務省告示第175号

平成26年工業統計調査は、平成25年10月30日総務省告示第405号 に基づく

5 調査票の種類

ア 甲調査-従業者30人以上の事業所

イ 乙調査-従業者29人以下の事業所

6 調査の方法

製造業の事業所(工場、製造所、作業所等)ごとに、従業者数によりそれぞれ所定の調査票を用い、事業所の管理責任者が申告したものである。

調査票の配布収集は県知事が任命した調査員が行ったほか、国から直接調査票を本社等へ郵送し、参加事業所分を一括して収集を行う方法等による。

7 調査事項

甲乙調査共通-事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等

甲調査のみ - 有形固定資産、リース支払額、工業用地及び工業用水など

8 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

市町村長は、県知事の承認をうけて集計及び公表することができる。